

平成 27 年 6 月 26 日

各 位

会社名 シダックス株式会社
 代表者名 代表取締役会長兼社長 志太 勤一
 (JASDAQ コード番号 4837)
 問合せ先 常務取締役 管理本部長 兼 IR 担当
 若狭 正幸
 (TEL. 03-5784-8909)

支配株主等に関する事項について

当社のその他の関係会社である志太ホールディングス株式会社について、支配株主等に関する事項は、下記のとおりになりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
志太ホールディングス株式会社	その他の関係会社	30.83	0.00	30.83	なし

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

志太ホールディングス株式会社は、主な事業として不動産賃貸事業を営んでおります。一方、当社グループは総合サービス企業グループとして事業活動を行い、同社の事業領域とは異なっております。そのため、当社グループが同社から経営・事業活動で影響を受けることはなく、独立性は保たれております。

人的関係につきましては、当社の代表取締役 1 名及び取締役 1 名は同社の取締役を兼任しておりますが、当社の経営方針は、当社独自の経営会議等の機関により決定しており、また、同社出身取締役は当社取締役の過半に至る状況にはなく、当社独自の経営判断が行える状況にあります。

取引関係につきましては、当社連結子会社が営業設備を同社から賃借しておりましたが、関連当事者との取引を解消することにより、より独立性を担保し、且つ効率的なグループ経営体制の構築を図るため、平成 27 年 1 月 5 日に当社が当該営業設備の不動産等（土地・建物等）を取得いたしました。

(役員)の兼務状況

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
代表取締役 会長兼社長	志太 勤一	志太ホールディングス株式会社 取締役	当社及び支配株主等の創業者の長男
取締役 最高顧問	志太 勤	志太ホールディングス株式会社 代表取締役	当社及び支配株主等の創業者

(注) 当社の取締役及び監査役のうち、支配株主等との兼任役員は当該 2 名のみであります。

3. 支配株主等との取引に関する事項

1. 支配株主等との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と支配株主等との取引

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	支配株主等との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	志太ホールディングス(株)	東京都渋谷区	10	有価証券投資事業及び不動産賃貸業	(被所有) 直接30.83	不動産等の取得 役員の兼任	不動産等の取得	2,670	-	-

(注) 1 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。

2 志太ホールディングス(株)の代表取締役である志太勤は、当社の取締役を兼任しております。

3 志太ホールディングス(株)につきましては、当社の代表取締役である志太勤一及びその近親者が議決権の93.15%を直接保有しております。また、当該会社は、当社の議決権を30.83%直接保有していることから、その他の関係会社にも該当いたします。

4 取引条件及び取引条件の決定方針等

不動産の取得価額につきましては、不動産鑑定士による鑑定評価書に基づき決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と支配株主等との取引

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	支配株主等との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	志太ホールディングス(株)	東京都渋谷区	10	有価証券投資事業及び不動産賃貸業	(被所有) 間接 30.83	店舗の賃借等 役員の兼任	家賃の支払	250	-	-

(注) 1 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。

2 志太ホールディングス(株)につきましては、当社の代表取締役である志太勤一及びその近親者が議決権の93.15%を直接保有しております。

3 取引条件及び取引条件の決定方針等

店舗の家賃につきましては、不動産鑑定士による鑑定評価書に基づき決定しております。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社には、支配株主に該当する株主は存在しておりません。

5. 親会社等が継続開示会社等ではない旨

志太ホールディングス株式会社は、継続開示会社等ではありません。

6. 親会社等の将来的な企業グループにおける位置付けその他親会社等との関係

将来的な企業グループにおける位置付けその他親会社等との関係に変更の予定はありません。

以上